

悪材料をどう落とし込むか

コロナ禍がもたらす 決算・開示への影響

繰延税金資産の回収可能性の分類・判断は？

第1章

業績悪化に伴う税効果会計の留意点

不確実性の増大により見積りが困難に

第2章

金融資産の評価・減損処理上の留意点

「修正」か「開示」か

第3章

後発事象の取扱いにおける留意点

金融庁・東証等関係機関の対応を整理する

第4章

決算・開示の日程変更における留意点

新型コロナウイルス感染症の感染拡大はいまだ収束の兆しがみえていない。企業経営においても、外出自粛による消費の減退等大きな影響が出ており、それを会計・開示にどう落とし込むかが大きな論点となっている。本特集では、そのうち特に留意すべき事項と、決算・開示日程等の延長など関係機関の対策を整理し、解説していただいた。

また、次号では、監査対応についても解説いただく予定である。

第1章

繰延税金資産の回収可能性の分類・判断は？ 業績悪化に伴う 税効果会計の留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

石田 博士

はじめに

● 新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化する企業も見込まれる。その場合、繰延税金資産の回収可能性における企業分類の決定は特に慎重な判断が必要となる。

● 繰延税金資産の回収可能性の判断は将来の課税所得の合理的な見積りが前提となるため、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて合理的に見積る必要がある。

● 固定資産の減損損失等、業績悪化に伴い発生が見込まれる一時差異等の税効果会計の取扱いを記載する。

私見であることをあらかじめ申し添える。

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 繰延税金資産の回収可能性の判断基準

繰延税金資産が将来の税金負担額を軽減させる効果を有するかどうかを判断するためには、繰延税金資産に係る将来減算一時差異等が解消する年度において、一時差異等加減算前課税所得の発生が見込まれることを判断する必要がある。これは「収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得」、「タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所

得」および「将来加算一時差異」の10分の3つの要素に基づき判断するとされている（企業会計基準適用指針26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、「適用指針」という）6項）。そして、適用指針は、過去（3年）および当期の課税所得や税務上の繰越欠損金の発生状況、経営環境の著しい変化の有無等により企業を5つの分類に区分し、この分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定するとしている（図表参照）。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、当3月期決算を取り巻く環境は厳しくなり、それに起因して業績が悪化する企業も少なくないと考えられる。当3月期決算の税効果会計における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、今回の新型コロナウイルス感染症が企業の将来の収益力にどのような影響を及ぼすかを検討する必要がある。新型コロナウイルス感染症により、現時点の主要な計画要因が将来変化する可能性は十分に考えられ、翌期以降の業績予測に基づく経営計画等の見直し

今回の新型コロナウイルス感染症は企業活動に多くの影響を与えており、また、日本企業に多い3月決算の期末日近くに感染の拡大が生じたため、当3月期決算の業績が悪化し将来の見積りに影響を及ぼす企業も少なくないと考えられる。このような状況においては、特に将来の見積りに依拠する部分が大い会計処理の検討にあたり、より慎重な対応が求められる。本稿ではそのなかでも税効果会計への影響について、当3月期決算にあたり考慮すべき実務上の留意点について記載する。

なお、本稿の意見に関する部分は

(図表) 企業の分類の要件と繰延税金資産の計上額

<p style="text-align: center;">(分類1)適用指針17項、18項</p> <p>分類の要件</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 ●当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 <p>繰延税金資産の計上額</p> <p>原則として、繰延税金資産の全額について回収可能性があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(分類2)適用指針19項～21項</p> <p>分類の要件</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。 ●当期末において、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない。 ●過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。 <p>繰延税金資産の計上額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 ●スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産の取扱い <p>(原則)回収可能性がないものとする。 (容認)税務上の損金の算入時期が個別に特定できないが、将来のいずれかの時点で損金に算入される可能性が高いと見込まれるものについて、将来のいずれかの時点で回収できることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、回収可能性があるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(分類3)適用指針22項～25項</p> <p>分類の要件</p> <p>(分類4)の②または③の要件を満たす場合を除き、次の要件をいずれも満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去(3年)および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。 ●過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。 <p>繰延税金資産の計上額</p> <p>(原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 <p>(容認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上記にかかわらず、5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを企業が合理的な根拠をもって説明する場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 <p>その場合は以下の事項等を勘案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している原因 ・中長期計画(おおむね3年から5年の計画を想定している) ・過去における中長期計画の達成状況 ・過去(3年)および当期の課税所得の推移 	<p style="text-align: center;">(分類4)適用指針26項～29項</p> <p>分類の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる企業 <ol style="list-style-type: none"> ① 過去(3年)または当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ② 過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 ③ 当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。 <p>繰延税金資産の計上額</p> <p>(原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●翌期の一時差異等加減算前課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。 <p>(容認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●(分類4)の要件に該当する場合であっても、以下を勘案して、将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を企業が合理的な根拠をもって説明する場合には、将来における一時差異等加減算前課税所得の十分性を説明できる期間に基づき、(分類2)または(分類3)として取り扱う。 <ul style="list-style-type: none"> ・重要な税務上の欠損金が生じた原因 ・中長期計画 ・過去における中長期計画の達成状況 ・過去(3年)および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等 <p>※ ここでいう中長期計画はおおむね3年から5年の計画を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●将来において5年超にわたり一時差異等加減算前課税所得が安定的に生じることが企業が合理的な根拠をもって説明する場合、(分類2)に該当するものとして取り扱う。 ●将来においておおむね3年から5年程度は一時差異等加減算前課税所得が生じることが企業が合理的な根拠をもって説明する場合、(分類3)に該当するものとして取り扱う。 <p style="text-align: center;">(分類5)適用指針30項、31項</p> <p>分類の要件</p> <p>次の要件をいずれも満たす企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ●過去(3年)および当期のすべての事業年度において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ●翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。 <p>繰延税金資産の計上額</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として、回収可能性はない。
--	--

の要否を検討することが必要となる。業績の悪化等により企業の分類の変更となり繰延税金資産を取り崩す場合、修正差額は見直しを行った年度の法人税等調整額に計上されることになるため、当期純利益の金額に影響を及ぼすことになる(適用指針10項)。

次に、企業の分類の検討にあたり留意すべき事項を記載する。

① 近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない(分類1)および(分類2)に該当する企業の要件として「当期末において

て、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれない」ことがある。これは、通常、近い将来に課税所得を獲得する収益力を大きく変化させるような経営環境の変化が見込まれない場合、将来においても一定水準の課税所得が生じると予測できる状況にあることを意図しているが、今回の新型コロナウイルス感染症が近い将来に経営環境に著しい変化をもたらすかどうかの検討が必要となる。

当3月期決算で経営環境に著しい変化が見込まれると判断した場合は、要件を充足しなくなることから企業の分類を変更することになり、当3月期決算に影響を及ぼすことが考えられる。

② 臨時的な原因

(分類2)および(分類3)に該当する企業の要件として「過去(3年)および当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」が安定的に生じているか、または、大きく増減していることがあり、前者の場合は(分類2)となり、後者の場合は(分類3)に区分される。(分類2)の企業はスケジューリング可能な一時差異等の全額について繰延税金資産を計上することが可能であるが、(分類3)の企業は、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の一時差異等加減算前課税所得の見積額を限度として繰延税金資産を計上することになる。当3月期決算は新型コロナウイルス感染症の影響で、課税所得が過去と比して変動することが考えられ、その場合において「課税所得が安定的に生じている」といえるのかの検討が必要となる。

また、適用指針71項においては「一方、特別損益項目に係る益金及び損金であっても必ずしも『臨時的な原因により生じたもの』に該当するとは限らず、企業が置かれた状況や項目の性質等を勘案し、将来において頻繁に生じることが見込まれるかどうかを個々に項目ごとに判断することとなると考えられる」とされており、「臨時的な原因により生じたもの」に該当するか否かの判断は慎重に判断することに留意が必要である。

③ 税務上の繰越欠損金の「重要な」

今回の新型コロナウイルス感染症により企業の業績が悪化し税務上の欠損金が発生する企業もあると考えられる。(分類2)、(分類3)および(分類4)に該当する企業の要件に「過去(3年)および当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の

欠損金」が生じているか否かがある。税務上の欠損金の発生が見込まれる企業は、「重要な」税務上の欠損金に該当するかどうかの検討が必要となる。たとえば、(分類2)や(分類3)の会社が、当3月期に発生した税務上の欠損金を「重要」と判断した場合、まずは(分類4)となるが、その場合は翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積額を限度とする繰延税金資産しか計上でできないため、その場合当3月期決算に影響を及ぼすことが考えられる。

ここで「重要な」税務上の欠損金とは、どの程度の水準なのかは適用指針において明確にはされていない。この点、重要性については、個々の企業の実況に応じて判断することが想定されていると考えられる。たとえば、当3月期に生じた税務上の欠損金が翌期に生じると見込まれる課税所得によって解消するといった状況においては、重要ではないとの判断がなされる場合もあり得ると考えられるが、個々の企業の実況に応じて慎重な判断が求められる。

④ (分類4)から容認規定により(分類2)および(分類3)として取り扱う場合

重要な税務上の繰越欠損金が生じて

いる等により(分類4)の要件を満たす企業であっても、将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を企業が合理的な根拠をもって説明する場合には、説明可能な期間に基づき5年を超えて安定的に生じる場合は(分類2)に、おおむね3年から5年程度は生じるとする場合は(分類3)として取り扱うとされている。当3月期決算で、新たに(分類4)に該当する企業もあると思われる、(分類2)または(分類3)とできるかについての検討が必要となる。

ここで、(分類4)から(分類2)として取り扱う場合は、一時差異等加減算前課税所得を5年超にわたり安定的に獲得するだけの収益力を企業が合理的な根拠をもって説明する場合であり、(分類4)から(分類3)として取り扱う場合に比べて多くないとされていることに留意が必要である(適用指針89項)。なお、(分類4)に係る分類要件を満たすものの(分類2)や(分類3)として取り扱うことができるのは、将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を「企業が合理的な根拠をもって」説明する場合であり、説明を行う主体はあくまで企業自身であることが明確になっていることにも留意する必要がある。

がある。

また、これまでも(分類2)または(分類3)と取り扱う(分類4)としていた企業においても、当3月期決算にて将来の一時差異等加減算前課税所得の十分性を合理的な根拠をもって「説明すること」が必要である。「説明すること」ができない場合は、原則の(分類4)になると考えられ、その判断によっては当3月期決算に影響を及ぼすことが考えられる。

将来の課税所得の合理的な見積り

(1) 将来の課税所得の合理的な見積り方法

将来の課税所得は、合理的な仮定に基づく業績予測によって見積る。具体的には、適切な権限を有する機関の承認を得た業績予測の前提となった数値を、経営環境等の企業的外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報(過去における中期計画の達成状況、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込み、取締役会資料を含む)と整合的に修正し、課税所得を見積る。なお、業績予測は、中期計画、事

業計画または予算編成の一部等その呼称は問わないとされている(適用指針32項)。

つまり、合理的な仮定に基づく将来の業績予測によって、実現可能性の高い将来の課税所得を見積る必要がある。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症が、企業の将来の課税所得の見積りに及ぼす影響を検討する必要がある。特に主要な将来計画の要因に与える影響に留意が必要であり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、翌期以降の経営計画の見直しの有無を検討することが求められる。ここで、

将来の一時差異等加減算前課税所得を適切に見積ることは、繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたっての前提となり非常に重要である。それは企業による将来の業績予測に基づく経営計画が基礎となるが、明らかに合理性を欠く経営計画と認められる場合は、そのまま採用するのはなく、適宜、必要な修正を行う。たとえば課税所得を見積る必要があることに留意が必要である。新型コロナウイルス感染症の拡大

による事象は、当3月期決算の企業業績に影響を与え、先行きが不透明ななかで将来計画の見直しに至急取り組んでいる企業も多いと思われる。たとえば、現時点で判明している事実と当3月期決算に与えている影響を整理し、それらが将来計画を構成する個々の要素に、直接的、間接的にどのような影響を及ぼすのかを検討し、それらを踏まえた合理的な仮定に基づいて将来の見積りを実施することも考えられるであろう。また、現時点では新型コロナウイルス感染症の収束時期の合理的な予測は困難と考えられ、将来のどの年度まで影響を織り込むのかは難しい判断となる。

この点について、2020年4月10日に日本公認会計士協会から「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)(1)が公表されている。そこでは、新型コロナウイルス感染症の収束時期等の予測に関して、経営者が一定の仮定を置いている場合には、その仮定が「明らかに不合理である場合」に該当しないことを確かめる必要があるが、収束時期だけでなく、収束後の経済状態や市場、消費動向も相当程度の不確実性があると考えられる(仕入

先・取引先の倒産、失業者の増加、世界からの調達物資の滞留などの可能性)。新型コロナウイルス感染症の収束時期等以外の会計上の見積りに影響を及ぼす事象や状況について、企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報およびプラスの影響を及ぼす情報の双方を含む入手可能な偏りのない情報を総合的に評価して、悲観的でもなく、楽観的でもない仮定に基づく企業固有の事情を反映した説明可能な仮定になっていることを検討したうえで、会計上の見積りが実施されているかを検討することに留意する必要があるとされている。

一時差異項目に与える影響

当3月期決算は新型コロナウイルス感染症の影響による業績の悪化を受け、固定資産の減損損失、関係会社株式の評価減、貸倒引当金の計上等により、新たに将来減算一時差異等が発生する、または追加に発生することが考えられる。ここでは、それぞれの税効果会計における留意点

(1) 日本公認会計士協会からの公表資料 https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-20200410.pdf

について記載する。

(1) 固定資産の減損損失

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、償却性資産か非償却資産かで繰延税金資産の回収可能性の判断が異なることになる。

建物等の償却性資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、減価償却計算を通じて解消することから、スケジューリング可能な一時差異として取り扱う。ただし、減価償却超過額に係る一時差異のように解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として取り扱うことはできないことに留意が必要である。

非償却性資産である土地は、一般的には土地を売却することにより一時差異が解消すると考えられるが、企業が売却の意思決定をしたことのみをもって売却の実現可能性が高いか否かを判断できないと考えられる。つまり、売却は決めたがいつまでも売却先がみつからず想定した時期までに売却が実現しない可能性も考えられるためである。そのため非償却性資産の減損損失について、スケジューリング可能な一時差異として取り扱うためには、期末時点で売却の実現可能性が高いことを説明す

る必要がある、その判断は慎重になされる必要がある。

(2) 関係会社株式の評価減

新型コロナウイルス感染症の影響は、親会社のみならず関係会社の業績にも影響を及ぼすことが考えられる。業績の悪化により保有する関係会社の株式に対して減損処理を実施した場合、株式評価損に係る一時差異が発生する。この株式評価損に係る一時差異は、会社の売却や清算の意思決定が正式になされていない場合は、スケジューリング不能な一時差異として取り扱う。株式の評価損に係る一時差異を、スケジューリング可能と取り扱うためには、期末時点で売却等の実現可能性が高いことを説明する必要がある、その判断は慎重になされる必要がある。

(3) 貸倒引当金(個別評価)

新型コロナウイルス感染症により、相手先の業績が悪化することにより、新たに貸倒引当金を計上、または追加計上することが想定される。貸倒引当金に係る将来減算一時差異は、期末において相手先の倒産等、将来の一定事実の発生を確実に見込むことができず、税務上損算

入できる時期が明確とならない場合は、スケジューリング不能な一時差異として取り扱う。たとえば、翌期において債権放棄の手続を行うこと等により一時差異が解消する見込みがあるとしてスケジューリング可能な一時差異と判断する場合や、過去の税務上の損算入実績に将来の合理的な予測を加味した方法等によりスケジューリングが行われている場合は、スケジューリング可能な一時差異と判断する場合があると考えられるが、その判断は慎重になされる必要がある。

IFRSの取扱い

課税所得を見積る時期の遠さなどを検討し、判明したポジティブな証拠とネガティブな証拠のすべてを考慮することによって、課税所得が生ずる可能性が高いと判断される場合は繰延税金資産を認識することになる。

また、IFRSでは繰延税金資産の回収可能性に関して前述のような企業の分類により計上額を検討するといった詳細なガイダンスは定められていないことに留意が必要である。

企業会計基準委員会の議事概要

2020年4月9日に開催された第429回企業会計基準委員会において、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の「考え方」が審議され、議事概要が公表されている⁽²⁾。議事概要では、会計上の見積りを行うにあたっては、次の点について留意する必要があるとしている。(1)新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象についても、一定の仮定を置き最善の見積りを行う必要がある、(2)一定の仮定を置くにあたっては、外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましいが、

それが難しい場合には企業自ら一定の仮定を置く必要がある、(3) 善の見積りを行った場合、見積りが明らかに不合理でない限り、見積りと事後的な結果に乖離が生じたとしても「誤謬」にはあたらない、

(4) 企業が行った見積りを財務諸表利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要がある。

(2) ASBJからの公表資料 https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20200409_429g_02.pdf

石田 博士(いしだ・ひろし)
有限責任 あずさ監査法人
会計プラクティス部 兼 審査サポート室 公認会計士
製造業等の上場会社の会計監査、アドバイザー業務等に
従事し、現在は品質管理関連
業務を担当している。

第2章

不確実性の増大により見積りが困難に 金融資産の評価・ 減損処理上の留意点

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士

内田 俊也

【この章のエッセンス】

●世界的に株価が下落し、企業の信用リスクも増大している。新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大および経済への影響については大きな不確実性が存在している。
●金融資産の評価および減損の要否を考えるうえでは、見積りが必要になる場面において、難しい判断が要求されると思われる。

新型コロナウイルスが 金融資産へ及ぼす影響

新型コロナウイルス(以下、「新型コロナウイルス」という)の感染が世界的に拡大した2020年3月、マーケットは不安定に異常な値動きを繰り返す、世界中の株価は大幅に下落、企業の信用リスクも増大した。感染が今後どのように推移し、社会・経済にどのような影響が生じ、その影響がどの程度続くのかについて、重大な不確実性が存在している。この章

では、新型コロナウイルスの感染拡大が3月決算企業の金融資産の会計処理に及ぼす影響を、日本基準とIFRSのそれぞれの観点から考えてみたい。

日本基準における論点

(1) その他有価証券の期末時価の算定

時価評価されているその他有価証券は、原則として、期末日の市場価格に基づいて期末の時価を算定するとされているが、期末前1カ月間の

市場価格の平均を用いることも認められている。なお、この3月中における1カ月間の株価の大きな変動に鑑みて、従来の会計方針を変更したいと考える企業もあるかもしれない。しかしながらこの選択は每期継続適用が要求されていることから、この3月決算についても、従来から継続している評価方法に基づいて、期末の時価を算定する必要があると考えられる(会計制度委員会報告14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」という)75項)。

(2) 減損損失の認識

① 時価のある有価証券(株式・債券)

売買目的有価証券以外の時価のある有価証券(たとえば、その他有価証券に分類される上場株式)については、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理(減損処理)しなければならない。すなわち、減損損失は、「時価が著しく下落」し、かつ、「回復する見込みがある」とは認められない場合」に認識される(金融商品会計実務指針91項)。

(a) 著しい時価の下落

著しい時価の下落とは、取得原価に対する時価の下落率に応じて、図表のとおり取り扱うとされている。

(図表) 著しい時価の下落

取得原価に対する時価の下落率	著しい時価の下落に該当するか
50%以上	該当する。
30%～50%	企業が設定した「合理的な基準」に基づく。
30%未満	一般的には該当しない。

ここで、著しい時価の下落に該当

するかどうかについては企業自身が設定する「合理的な基準」は、恣意性を排除するために、文書をもって設定し
ておき、毎期継続的に適用すること
が必要とされる。したがって、従来
と同じ基準に基づく判断がこの期末
においても求められると考えられる。
なお、採用している基準の内容を注記
により説明することが望ましいとされ
ている(金融商品会計実務指針284項)。
(b) 時価の回復可能性

時価の著しい下落があると判断さ
れた場合でも、時価が回復する見込
みがあると認められる場合には、減
損損失は認識されない。

株式について回復する見込みがあ
ると認められる場合は、時価の下
落が一時的なものであり、期末日後

おおむね1年以内に時価が取得原価
にほぼ近い水準にまで回復する見込
みのあることを合理的な根拠をもつ
て予測できる場合とされている。こ
の場合の合理的な根拠は、個別銘柄
ごとに、株式の取得時点、期末日お
よび期末日後における市場価額の推
移および市場環境の動向、最高値・
最安値と購入価格との乖離状況、発
行会社の業況等の推移等、時価下落
の内的・外的要因を総合的に勘案し
て検討することが必要とされている。

これに関して、金融商品会計実務
指針284項では、短期的な景気循環や
市場における金利や為替等の諸要因
の変動によって、(時価の下落が)お
おむね株式市場全体について生じて
いる場合などで、固有の変動要因等
がない銘柄については回復する見込
みがあると通常は判断できるとされ
ている。今回の新型コロナウイルスによる
影響により株式市場は全体として下
落しているが、その事実のみをもつ
て特定銘柄について回復可能性があ
ると結論づけるのではなく、より慎重
な検討を要すると考えられる。株
価の下落の程度は業種や企業で異な
り、マーケットは新型コロナウイルスが実体
経済に及ぼす影響を個別に反映して
いると考えられるからである。

株価が1年以内に取得原価にほぼ

近い水準まで回復するかの判断を行
うにあたっては、一般的には、時価
の下落率が高いほど、時価の回復可
能性を合理的な根拠をもって主張す
ることは難しくなるように思われ
る。また、時価の著しい下落が、新
型コロナにのみ起因しているのか、
またはそれ以外の要因も含まれてい
るのかについては慎重な検討が必要
と思われる。後者の場合には、新型
コロナの問題が解決したとしても、
時価が取得原価の水準まで回復しな
い可能性があるからである。

一方、債券については、信用リスク
の増大に起因して時価が著しく下落
した場合には、十分な根拠に基づい
て反証できる場合を除き、回復可能
性はないと判断する。ベンチマーク金
利は依然として低く、時価の下落の
理由をベンチマーク金利の変化に求め
ることは難しい。新型コロナウイルスによる信
用リスクの増大以外の理由で時価が
著しく下落したといえるかどうかは
慎重な判断が必要になると思われる。
(c) 期末前1カ月間の平均時価を用
いているその他有価証券
時価のあるその他有価証券のう
ち、期末前1カ月間の市場価格の平
均を時価とする会計方針を採用して

いる場合には(前記(1)を参照)、時価

の著しい下落の有無の判定において
も当該平均価格を用いることにな
る。当該有価証券について減損損失
が認識される場合、減損損失を認識
する際に用いる時価は、継続適用を
条件として、当該平均価格を用いる
ことができる。なお、期末時価を用
いて減損損失を認識することも認め
られている(金融商品会計に関する
Q&AのQ32)。

② 非上場株式

市場で売買されない非上場株式
は、取得原価をもって貸借対照表価
額とする(金融商品会計実務指針63
項)。非上場株式は、当該株式の発
行会社の財政状態の悪化により実質
価額が著しく低下したときに減損処
理を行うとされている(金融商品会
計実務指針92項)。

(a) 実質価額

実質価額とは、通常は、1株当た
りの純資産額に所有株式数を乗じた
金額とされている。1株当たりの純資
産額は、一般に公正妥当と認められる
会計基準に準拠して作成した財務諸
表を基礎に、原則として、資産等の
時価評価に基づく評価差額等を加味
して算定するとされている。財務諸表
は、決算日までに入手し得る直近の

ものを使用し、その後の状況で財政状態に重要な影響を及ぼす事項が判明していればその事項も加味する。

なお、超過収益力や経営権等を反映して1株当たり純資産額よりも相対的に高い金額で当該会社の株式を取得することがある。このような場合の実質価額は、取得時に支払った超過収益力や経営権等を加味して算定できるが、これらの超過収益力等が取得後減少することも考えられ、このような場合には、たとえ発行会社の財政状態の悪化がなかったとしても、減損が認識される場合がある。

(b) 実質価額の著しい低下

実質価額が著しく低下したときは、少なくとも株式の実質価額が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合とされている。

(c) 実質価額の回復可能性

非上場株式の場合は、時価のある有価証券とは異なり、減損処理の要否にあたり回復可能性の判定は要求されていない。これは、通常、非上場の会社について回復可能性の判定を行うことは困難であるため、その下落率のみによって減損処理を行うことが妥当と判断されたためである。そのため、減損処理は、株式の実質価額が取得原価に比べて少なく

とも50%程度以上低下している必要があるとされている。

しかしながら、個別財務諸表において計上される非上場の子会社・関連会社株式については、財務諸表を時価評価等した実質ベースで作成することや、中期の事業計画等入手して財政状態の改善の見通し判断をすることが可能であることから、極力、回復可能性の判断を行うことが望ましいとされている(金融商品会計に関するQ&AのQ33)。

(3) 債権に対する貸倒引当金

期末時点で有する売掛金等の債権に対して計上する貸倒引当金に対しても、新型コロナウイルスの影響を検討する必要がある。企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」(以下、「金融商品会計基準」という)27項では、債権は一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3つに区分し、貸倒見積高の算定を行うとされている。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大および感染防止のための対応措置は、債権者の信用リスクを悪化させる可能性があり、期末時点で計上する債権の債権区分および貸倒見積高の妥当性について検討する必要があると思われる。とはいっても、一般事業会

社においては、債務者の直近の状況を把握できるだけの情報を手でできないことが多いため、支払期からの経過期間等、簡便的な方法による債権区分が認められている(金融商品会計実務指針107項)。

一般債権の貸倒見積高を算定する場合は、過去の貸倒実績率をそのまま使用することの妥当性につき検討する必要があると考えられる。金融商品会計実務指針111項では、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、外部環境等の変化により、過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の貸倒実績率を補正することが必要としている。

貸倒懸念債権、破産更生債権等の個別に貸倒見積高を算定している債務者については、債務者が新型コロナウイルスによりどのような影響を受けているか、債務者が受けられる救済措置等、可能な限り債務者の直近の状況を把握したうえで、適切な貸倒見積高を算定することが必要と考えられる。

なお、3月末以降に債務者が破産等したことが判明した場合には、修正後発生事象として債権区分および貸倒引当金の算定方法の変更の必要性につき検討する必要があると考えられる(後発事象については第3章を参照)。

IFRSにおける論点

(1) 非上場株式の公正価値測定

日本基準とは異なり、IFRSでは非上場株式は公正価値で測定される。ここで、IFRSにおける公正価値測定はIFRS13号「公正価値測定」に基づき行われる⁽¹⁾。IFRS13号9項において公正価値は、「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格」と定義されている。したがって、IFRSの公正価値は、測定日時点で、かつ、市場参加者が当該資産または負債の価格付けを行う際に使用するであろう仮定(例…リスクに対する仮定)を反映したものと見做されなければならない。

非上場株式の公正価値測定は、実務上、各対象企業に適した公正価値評価モデルを用いて行われていると思うが、当該モデルやモデルで使用するインプットがこの3月末時点における公正価値を適切に算定できているか、あらためて検討する必要があるかもしれない。

3月末時点における上場株式の株価は、新型コロナウイルスがもたらすと予想される経済の停滞および将来に対する不確実性を反映している。企業は、公正価値評価モデルにより算定された非上場株式の評価額が、当該株式を3月末時点で売却したとしたら得られるであろう価格(出口価格)として妥当なものとなっているか、検討する必要があると思われる。

また、3月末時点において存在する不確実性を投資家に伝達するうえでは、開示についての影響も検討すべきと思われる。たとえば、レベル3に区分された公正価値で測定されている金融資産についての感応度分析の開示において、合理的に予想されるインプットの変動幅を広げる必要があるかもしれない。

(1) 日本の会計基準でも、IFRS13号をベースとした企業会計基準30号「時価の算定に関する会計基準」が2021年4月1日以降に開始する事業年度から適用が開始される。

(2) 予想信用損失

償却原価で測定する金融資産およびその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品については、IFRS9号「金融商品」に基づく予想信用損失を算定し、損失評価引当金を計上する必要がある。すでに発生している信用損失だけでなく、

期末日以後に発生が予想される信用損失についても対象とすることが要求される。対象となる金融資産の期末時点の信用リスクが当初認識の後に著しく増大したか否かにより12カ月の予想信用損失または残存期間にわたる予想信用損失を計上することが原則であるが、売却金やリース債権等については簡便法がある。簡便法を適用する場合には、信用リスクが著しく増大したか否かを判断することなく、常に残存期間にわたる予想信用損失を計上する。

また、IFRS9号に基づく予想信用損失は、将来発生する損失について、偏りのない確率に基づき加重平均した金額により測定するとされている。

前記のとおり、IFRS9号の予想信用損失の測定は、3月期末時点における将来の見積りに基づき行われる。将来の見積りをするうえでは、過去の事象や現在の状況だけでなく、将来の経済状況の予測についても考慮することが要求されている。債務者の信用リスクを悪化させる経済状況が今後どの程度続くのか、政府等からのサポートがどの程度期待できるのか等の見積りにより、計上すべき予想信用損失の金額は異なってくる。

IASBは、2020年3月27日に公表した文書⁽²⁾で、新型コロナウイルスがもたらす不確実性が存在するなか、予想信用損失モデルを適用することは容易ではないと認めたとうえで、次々とおり指摘している。

・過大なコストや労力を掛けずに利用可能なすべての合理的で裏づけ可能な情報を考慮することが重要である。

・新型コロナウイルスによる不確実性が増した現在において、既存の予想信用損失モデルを機械的に継続適用すべきではない。

・将来の予測をするうえで、新型コロナウイルスの影響および政府等が行う重要な救済措置の両者を加味する必要がある。

・経済状況の変化の影響を予想信用損失モデルのなかに織り込めないのであれば、モデルにより算出された結果に対して適切な調整を行うことを検討すべきである。

(2) IASBの公表資料(<https://cdn.ifs.org/-media/feature/supporting-implementation/ifs-9-ec-and-coronavir-us.pdf?ia=en>)

おわりに

金融商品の会計処理については、新

型コロナがもたらす不確実性に起因して、見積りが必要な場面において難しい判断が要求されると思われる。このような状況下において見積りを行うことは難しいものの、企業は見積りの妥当性を自ら説明できるようにしておく必要があると思われる。

なお、2020年4月9日に開催された第429回企業会計基準委員会において、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が審議され、議事概要が公表されている⁽³⁾。概要は、第1章をご参照されたい。また、日本公認会計士協会からは「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その2)」が公表されており、あわせてご参照されたい⁽⁴⁾。

(3) ASBの公表資料(https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/2020/04/09_429g_02.pdf)

(4) JICAの公表資料(https://ica.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-0-20200410.pdf)

内田 俊也(うちだ・しゅんや)
有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部
シニアマネジャー
公認会計士
法人に入所以来、主に外資系金融機関に対する監査およびアドバイザー業務に従事。2017年からロンドンにてKPMGのIFRS関連の会計ガイダンスを作成(金融商品チームに所属)。2019年に帰国後、IFRS関連のアドバイザー業務およびIFRSテクニカルイシューのコンサルテーション業務に従事。『論点で学ぶ 国際財務報告基準(IFRS)』(山田辰己・あずさ監査法人、新世社)への執筆に参加。

第3章

「修正」か「開示」か 後発事象の取扱いにおける 留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士
堀 友美

【この章のエッセンス】

●日本基準における後発事象の取扱いについては、「後発事象に関する監査上の取扱い」が参考になる。
●新型コロナウイルス感染症による後発事象が、修正後発事象か開示後発事象かの判断にあたっては、慎重な検討が求められる。

はじめに

本稿執筆日現在、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）拡大の影響により、企業を取り巻く経営環境は日々変動しており、収束の兆しはみえていない。近年稀にみる特殊な環境のなか、特に3月決算が多い

わが国の企業の決算実務において、決算日後に決算数値の大幅な変更が認められるような事象が発生した場合に、後発事象の取扱いについて慎重な判断に迫られることもあると考えられる。

本稿では、日本基準における後発事象の取扱いについて確認し、新型コロナウイルス感染症の影響により後発事象が発生した場合の取扱いに関する考え方を解説する。なお、文中意見に係る部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

日本基準における後発事象の取扱い

後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績および

キャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、(1)財務諸表を修正すべき後発事象(以下、「修正後発事象」という)および(2)財務諸表に注記すべき後発事象(以下、「開示後発事象」という)に分けられる。

日本基準における後発事象の実務上の取扱いは、「後発事象に関する監査上の取扱い」(監査・保証実務委員会報告76号。以下、「後発事象に関する監査上の取扱い」という)が参考になる(図表1)。

(1) 修正後発事象

修正後発事象とは、決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見

(図表1) 後発事象の分類

後発事象 (会計事象)	修正後発事象	発生した事象の実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象
	開示後発事象	発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象

積りをするうえで、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものとして考慮しなければならない会計事象である。
このような会計事象は、当該決算期の財務諸表に影響を及ぼすことから、重要な後発事象については、財務諸表の修正を行うことが必要となる。

(2) 開示後発事象

開示後発事象は、決算日後において発生し、当該事業年度の財務諸表には影響を及ぼさないが、翌事業年

(図表2) 開示後発事象の発生の時点

	会計事象	発生時点	具体例
パターン1	会社の意思決定により進めることができる事象	当該意思決定があったとき	新株の発行
パターン2	会社が他の会社等との合意等に基づいて進めることができる事象	当該合意等の成立または事実の公表があったとき	合併
パターン3	会社の意思に関係のない事象	当該事象の発生日または当該事象を知ったとき	災害事故

度以降の財務諸表に影響を及ぼす会計事象である。したがって、重要な後発事象については、会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する確かな判断に資するため、当該事業年度の財務諸表に注記を行うことが必要となる。

後発事象として開示すべき内容は、会社計算規則と財務諸表等規則との間に相違はないと考えられる。開示すべき後発事象を判断するにあ

(図表3) 重要な後発事象の例示

	重要な後発事象の例	修正後発事象	開示後発事象
1	火災、出水等による重大な損害の発生	×	○
2	多額の増資または減資および多額の社債の発行または繰上償還	×	○
3	会社の合併、重要な事業の譲渡または譲受	○ (事業の譲渡)	○
4	重要な係争事件の発生または解決	○	○
5	主要な取引先の倒産	○	○
6	株式併合および株式分割	×	○

○：通常は該当する。 ×：通常は該当しない。

たり、財務諸表等規則では、次のように規定されている。

財務諸表等規則8条の4
貸借対照表日後、財務諸表提出会社の翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならぬ。

この規定の文言から、次の3つの要素に留意する必要がある。

- ① 「翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象」であること
- ② 「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象」であること
- ③ 「決算日後に発生した事象」であること

なお、③の「発生」の時点は、図表2のように解する必要があるとされている。

(3) 修正後発事象か開示後発事象か

財務諸表等規則ガイドライン8の4では、重要な後発事象として図表3の6つが例示されている。「後発事象の監査上の取扱い」によれば、通常は、修正後発事象と開示後発事象は図表3のように分類できるものと考えられる。

たとえば、決算日後に生じた販売先の倒産により、決算日においてすでに売却債権に損失が存在していたことが裏づけられた場合には、修正

後発事象として貸倒引当金を追加計上しなければならない。この場合、販売先の倒産は、決算日後に発生した会計事象ではあるが、その実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをするうえで、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものであるときは、これによって当該事象が発生する以前の段階における判断または見積りを修正する必要が生ずる。これに対して、倒産の原因が決算日後に生じた火災等による重大な損害の発生によるものであるときには、開示後発事象とすることが考えられる。そのため、決算日後に生じた会計事象が後発事象に該当するかどうか、該当する場合に修正後発事象となるか開示後発事象となるかの判断にあたっては慎重な検討が求められる。

(4) 継続企業の前提に関する事項を重要な後発事象として開示する場合の取扱い

決算日後に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が発生した場合であって、当該事象または状況を解消し、または

新型コロナウイルス感染症の影響に関する考え方

改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められ、翌事業年度以降の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすときは、重要な後発事象として、財務諸表に注記することとされている。

ただし、このような後発事象のうち、決算日においてすでに存在していた状態で、その後その状態が一層明白になったものについては、継続企業の前提に関する注記の要否を検討する必要がある。

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る主な経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により発生する会計事象の取扱いを検討するにあたり、これまでの主な経緯を時系列としてまとめると図表4のとおりである。

(図表4) 新型コロナウイルス感染症に係る主な経緯

2019年12月30日	武漢市衛生健康委員会が新型コロナウイルス感染症について緊急通知を公表
2019年12月31日	同委員会が世界保健機関(WHO)に症例を報告
2020年1月31日	WHOが新型コロナウイルス感染症を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と発表
2020年3月11日	WHOが新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大について「パンデミック」を宣言

(2) 2019年12月期決算会社 の分析

2019年12月期決算の財務諸表の場合、新型コロナウイルス感染症に対する政府および企業の対策などによる事業活動および経済状況の著しい変化は、決算日である2019年12月31日より後に政府や民間企業にとられた対策の結果として生じたものであることから、新型コロナウイルス感染症が財務報告に与える影響は、通常、修正後発事象には該当しないと考えられる(継続企業の前

(図表5) 2019年12月期(四半期)決算の有価証券報告書等でみられる主な事例

<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症が翌事業年度に影響を与える可能性について言及する事例 ・新型コロナウイルス感染症の拡大により来店客数や宿泊客数の減少が発生していることに言及する事例 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の延期の影響について言及する事例 ・海外拠点での影響について言及する事例 ・継続企業の前提に関する事項として言及する事例

提を除く)。

なぜなら、一部の事象は2019年12月31日より前に発生しているものの、WHOが新型コロナウイルス感染症を国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態と発表したのは2020年1月31日(すなわち、期末日後)になってからである。多くの政府が対策を講じたのはこの発表を受けてのことと考えられ、2020年1月31日までは、新型コロナウイルス感染症の流行は世界の市場、株価に重要な影響を及ぼしていなかったと考えられるためである。

詳細解説 IFRS開示ガイドブック

〈第2版〉

IFRS開示事項の考え方・開示方法を実際の事例とともに解説。第2版ではIFRS9号・15号・16号の解説を拡充。巻末に架空の会社をモデルとした財務諸表の開示例を付す。

あずさ監査法人【編】

定価:8,700円+税
A5判 876頁

中央経済社



本稿執筆日までに公表された2019年12月期(四半期)決算の有価証券報告書等において、観光業・飲食業や海外関連の企業を中心に新型コロナウイルス感染症による影響を重要な後発事象として注記している事例がみられるが、その影響については評価中または算定が困難とされている(図表5)。

(3) 2020年2月期以降決算 会社に想定される影響

2020年1月31日より後に終了する(四半期)決算期の会社に関しては、決算日時点ですでに新型コロナウイルス感染症による影響が生じていたと考えられることから、決算日現在において新型コロナウイルス感染症に起因してどのような影響がどの程度生じているかを見積り、その程度を勘案して、当事業年度の会計処理に反映させるかどうかを検討することに留意する(日本公認会計士協会「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)(2)」。

の状況に関連する会計上の判断なし見積りをするうえで、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものである場合においては、開示後発事象には該当しないと考えられる。一方で、決算日現在において、その実質的な原因が存在していなかったと考えられる新たな事象については開示後発事象に該当する可能性があると考えられることから、翌事業年度に会計処理を行う場合であっても、後発事象が生じた原因については慎重に検討することが必要になると考えられる。

IFRSにおける 後発事象の取扱い

日本基準においては、前述した「後発事象に関する監査上の取扱い」において、会社法監査報告書日の翌日から有価証券報告書提出日までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書に含まれる財務諸表上、開示後発事象と同様に取り扱う旨の規定がある。

しかしながら、IFRSを適用する場合、IAS10号「後発事象」3項は、報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日との間に発生する、報告

期間末日に存在した状況についての証拠を提供する事象を、修正を要する後発事象(すなわち、修正後発事象)と定義し、IAS10号8項で、会社に修正を要する後発事象を反映させるよう、財務諸表において認識された金額を修正することを要求しており、日本基準のような例外規定はないことに留意する必要がある。

おわりに

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は今後も発生するものと思われる。その影響を合理的に見積ることは困難であることが予想されるが、決算日後に発生した重要な事象に関する情報収集を行ったうえで、その実質的な原因が決算日現在においてすでに存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをするうえで、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものであるのか否かを慎重に判断することにより、当該事象が修正後発事象となるのか開示後発事象となるのかを見極めて、適切な対応を行うことが求められる。その際、事象が発生した時点が決算日の直後なのか、一定期間を経過した後ののかは

1つの考慮要素になることが考えられる。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、国内のみならず各国の政府・機関が公表する政策の影響についても留意が必要である。

堀 友美(ほり・ともみ)
有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部 シニアマネジャー 公認会計士
監査法人入所後、金融機関・一般事業会社の会計監査・IFRS導入アドバイザー業務および法人の会計・監査に関する品質管理関連業務に従事。2016年7月から2018年6月まで企業会計基準委員会に出向。
著書に『概説 金融機関のためのIFRS 導入と影響』(金融財政事情研究会)、『詳細解説 IFRS実務適用ガイドブック(第2版)』(中央経済社)(いずれも共著)。

第4章

金融庁・東証等関係機関の対応を整理する 決算・開示の日程変更における留意点

有限責任あずさ監査法人
公認会計士

山本 靖子

はじめに

金融庁

●金融庁では、有価証券報告書等の提出期限を延長する措置を講じている。

●東証では、年度決算等の内容を確定次第開示する等の取扱いを公表している。

●法務省・経済産業省は、株主総会開催にあたっての留意点を公表している。

●日本公認会計士協会は、監査スケジュールの再検討ならびに有価証券報告書等の提出スケジュールおよび計算関係書類の報告期限の一律の延長を求める旨を公表している。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業の決算業務および監査業務に多大な影響を与えると考えられる。これに伴い、金融庁、東京証券取引所をはじめとした関係機関は、開示書類の提出に関する事項等を公表している。ここでは、金融商品取引所に上場する企業を主として決算・開示の日程変更に関して前記の公表内容に触れていく。なお、本執筆時点は2020年4月10日である。

2020年2月10日、金融庁は、「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」⁽¹⁾を公表した。本公文には、金融商品取引法に基づく開示書類の提出延長等に関して、次の内容が挙げられている。

●有価証券報告書および内部統制報告書、四半期報告書、半期報告書について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合は、財務(支)局長の承認により提出期限を延長

することが認められる。よって、前記開示書類の提出期限を延長する場合は所管の財務(支)局に相談する⁽²⁾。

●臨時報告書について、新型コロナウイルス感染症の影響により作成自体が行えない場合、そのような事情が解消した後、可及的速やかに提出することで遅滞なく提出したものと取り扱われること。

開示書類ごとに提出期限および本公文における提出期限の延長の取

(図表1) 開示書類提出期限延長の取扱い

開示書類	提出期限	提出期限延長の取扱い
有価証券報告書および内部統制報告書	事業年度終了後3カ月以内	やむを得ない理由と認められる場合、あらかじめ所管の財務(支)局長に承認を受けたうえで提出期限の延長が可能
四半期報告書	四半期終了後45日以内	
半期報告書	上半期末から3カ月以内	
臨時報告書	提出事由が発生次第、遅滞なく提出	新型コロナウイルス感染症の影響により臨時報告書の作成自体が行えない事情が解消した後、可及的速やかに提出

扱いを表に示すと図表1のとおりである。

なお、本公表文には、「ここに記載する他にも、今般の新型コロナウイルス感染症により実務上の支障が生じているなど、お困りのことがございましたら、ご遠慮なく所管の財務(支)局までご相談ください」との旨記載されている。新型コロナウイルス感染症により生じた実務上の支障の内容に応じて、開示書類の提出期限の延長が認められる場合とそうでない場合も考えられるため、各企業の経理・開示担当者は早めに所管の財務(支)局に相談することが望まれる。

また、2020年4月3日には、新型コロナウイルス感染症の影響下における、企業の決算作業および監査等について、関係者間で現状の認識や対応のあり方を共有するため「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」が設置され、4月10日に2回目の会合が開催された。

今後、金融庁は上場会社の有価証券報告書の提出期限を一律延期に踏み切る方針であるような報道も見受けられる。

今後も金融庁の公表内容に留意されたい。

(1) <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200210.html>

東京証券取引所

東京証券取引所は、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」をはじめとして、いくつかの取組みについて公表している。

(1) 2020年2月の公表物

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた適時開示実務上の取扱い」⁽²⁾(以下、「本取扱い」という)は、上場会社宛に通知した内容である。2020年2月10日に公表したものである。具体的な内容は次のとおりである。

① 決算および四半期決算の内容の開示

通期の決算内容および四半期決算内容について、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により決算手続等に遅延が生じ、速やかに決算内容等を確定することが困難となった場合には、「事業年度の末日から45日以内」などの時期にとらわれず、確定

次第開示することで差し支えない。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅に決算内容等の確定時期が遅れることが見込まれる場合には、その旨(および確定時期の見込みがある場合には、その時期)の適時開示を検討する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、有価証券報告書または四半期報告書の提出期限の延長申請を行うことを決定した場合には、その旨の適時開示が必要となる。

② 事業活動等への影響に関する開示

不正確・不明確な情報に基づく株式等の価格形成を回避し、投資者に適切な投資判断を促す観点から、役員や取引先その他の関係者の健康および安全の確保を最優先のうえで、可能となった時点では、速やかにかつ積極的に、新型コロナウイルス感染症が上場会社各社の事業活動や経営成績に及ぼす影響等に係る情報開示を検討する。

③ 業績予想に関する開示

今般の新型コロナウイルス感染症が事業活動および経営成績に与える影響により、決算内容の開示に際して業績予想の合理的な見積りが困難となった場合や、開示済みの業績予

会計全書 <令和元年度>

金子 宏・斎藤 静樹【監修】

企業結合会計基準、研究開発税制、移転価格税制、住宅ローン減税、個人事業承継、配偶者居住権など令和元年6月1日現在の会計税務の基準、法令、通達等を収録した全書。

定価:16,000円+税
菊判 8256頁

中央経済社



(図表2) 東証の新型コロナウイルス感染症への対応

<p>上場会社</p>	<p>適時開示 新型コロナウイルス感染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関して、適時・適切な開示を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業績予想：前提条件や修正時に理由等に関する記載の充実 ●決算短信：リスク情報の積極的な開示 ●決算発表時期の柔軟化および影響判明時の開示 ●株主総会基準日変更の場合の留意事項
<p>上場申請会社</p>	<p>上場廃止</p> <ul style="list-style-type: none"> ●債務超過：上場廃止基準における改善期間を延長(1年→2年)(指定替え基準も1年間の改善期間を設定) ●監査意見の「意見不表明」、「事業活動の停止」：新型コロナウイルス感染症の影響による場合は対象外 <p>上場審査</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業の継続性および収益性等：新型コロナウイルス感染症の影響が事業計画に適切に反映されているかどうかを審査(一時的な業績悪化は勘案して審査) ●企業内容等の開示の適正性：新型コロナウイルス感染症の影響が適切に開示書類(リスク情報・業績予想等)に反映されているかどうかを審査 ●限定付適正意見：実地棚卸の立会や事業所の往査が困難な場合における申請直前期の限定付適正意見を容認(2020年3月期から適用を想定) ●再審査時の審査料：新型コロナウイルス感染症の影響で上場承認に至らなかった場合の再審査料は免除

想の前提条件に大きな変動が生じた場合などは、その旨を明らかにして、業績予想を「未定」とする内容の開示を行い、その後に合理的な見積りが可能となった時点で、適切にアップデートを行うことなどが考えられる。

(2) **2020年3月の公表物**
 2020年3月18日に、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応方針について」⁽³⁾および「新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の早期開示のお願い」⁽⁴⁾が公表された。2月10日の本取扱いの公表内容と同様、新型コロナウイルス感

内容と同様、新型コロナウイルス感

染症の拡大が事業活動・経営成績に与える影響に関して、適時・適切な開示を上場会社に要請するものである。業績予想には、前提条件や修正時の理由等の記載の充実を求め、決算短信・四半期決算短信には、新型コロナウイルス感染症に関するリスク情報の積極的な開示(添付資料等)においても当該リスク情報を記載する等)を求めている。また、上場会社および上場候補会社に対する現行の上場制度の適用につき、企業活動への影響度合いを踏まえ、実態に応じた柔軟な取扱いを講じるものとしている。

そして、2020年3月31日に「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた上場制度上の対応に係る有価証券上場規程等の一部改正について」⁽⁵⁾(パブリック・コメントの期間は4月14日まで)を公表し、前記の取扱いを規程に反映する準備が進められている。

これらの内容をまとめると、図表2のとおりとなる。

(3) **2020年4月の公表物**

2020年4月7日には、「緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いを踏まえた情報開示に係る対応」⁽⁶⁾、

「2020年3月期上場会社の定時株主総会の動向(速報版)」について⁽⁷⁾および「定時株主総会の延期発表会社の一覧(2020年2月期以降)」⁽⁸⁾が公表された。

「緊急事態宣言発令に伴う売買の取扱いを踏まえた情報開示に係る対応」では、東京証券取引所は緊急事態宣言後の効力発動後も通常どおり株式等の売買を行う予定であること、上場会社には重要性の高い会社情報の適時・適切な情報開示に引き続き配慮を求めるとおよび決算作業等の円滑な実施が困難となった場合には当初のスケジュールにかかわらず決算発表日程の再検討を求めることが記載されている。

また、「2020年3月期上場会社の定時株主総会の動向(速報版)」について⁽⁷⁾では、2020年3月期上場会社の定時株主総会の開催は6月26日(金)が最も集中する日と見込まれていること、4月6日時点では7月以降の日を予定している会社はないことが記載されている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、総会の開催日を7月以降に延期するか否かを検討していると回答した会社もあることがわかる。そして、4月7日時点において2月期決算の

会社で1社定時株主総会の延期を発表している会社がある(東京証券取引所「定時株主総会の延期発表会社の一覧(2020年2月期以降)」参照)。

東京証券取引所をはじめとした証券取引所が公表する決算・開示に関する情報についても、今後の動きに留意されたい。

- (3) <https://www.jpjpc.co.jp/news/1020/20200318-01.html>
- (4) <https://www.jpjpc.co.jp/news/1023/20200318-01.html>
- (5) <https://www.jpjpc.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/dt/20200331.html>
- (6) <https://www.jpjpc.co.jp/news/1020/20200407-01.html>
- (7) <https://www.jpjpc.co.jp/news/1021/20200407-02.html>
- (8) <https://www.jpjpc.co.jp/news/1021/20200407-01.html>

法務省・経済産業省

法務省は、2020年2月28日に、「定時株主総会の開催について」(2020年4月2日更新)⁽⁹⁾を公表している。ここでは、今般の新型コロナウイルス感染症に関連し、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられる旨、記載されている。

会社法上、株式会社の定時株主総会は、事業年度の終了後3カ月以内に招集しなければならないわけではないものの(会社法296①参照)、実務上、多くの企業が定款において事業年度の末日を株主総会の権利行使の基準日としていることから、事業年度の終了後3カ月以内に定時株主総会を開催しており、当該株主総会で決算の報告を実施していると思われる。

当初予定していた定時株主総会において前事業年度の計算書類の報告が行えない場合、株主総会での決議のうえ、あらかじめ招集決定(会社法298)や招集通知発送(会社法299)の手続を行うことなく、延会または継続会を開催すること(会社法317)が考えられる。

なお、経済産業省および法務省は、2020年4月2日、新型コロナウイルス感染症に関連し、「株主総会運営に係るQ&A」⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾を策定した。本Q&Aでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、株主総会の出席を控えること呼びかけ、株主総会会場への入場制限、事前登録制の採用、ウイルスの罹患が疑われる株主の入場制限、株主総会の時間短縮等を可能と考える旨が公表されてい

る。当初予定していた定時株主総会の開催日を変更することは実務上困難であり、剰余金の配当基準日を変更したり、株主に株主総会の開催場所での参加を認めるとともに、株主がオンラインで参加することも許容するいわゆるハイブリッド型の株主総会も現実的でないところで、本Q&Aは実務の助けになるように思われる。

- (9) http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio7_00021.html
- (10) http://www.moj.go.jp/MINJI/minjio7_00021.html
- (11) https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、2020年3月18日に「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項(その1)」⁽¹²⁾を公表し、当協会会員に対し、監査手続に係る留意事項等その他、監査スケジュールの延長等にも留意を促している。ここでは、金融庁、東京証券取引所等の公表物に触れつつ、十分かつ適切な監査証拠を入手するための監査手続の進捗状況によっては、今後の監査スケジュールを再度検討し、監査報告書の提出日を見直す必要がある旨が言及され

ている。また、2020年4月7日に、「会長声明」緊急事態宣言の発令に対する声明⁽¹³⁾を公表した。これは、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の提出等について、その期限を一律に延長することが可能となる対応および会社法に基づく定時株主総会の開催時期(特に、計算関係書類の報告期限)についても、一律に延期することが可能となる対応が必要と考える旨の内容となっている。

前記から、監査により、決算開示スケジュールにも影響が及ぶことが示唆されている。

- (12) https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/0-99-0-0-20200318.pdf
- (13) https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200407/jq.html

山本 靖子(やまもと・やすこ)
有限責任 監査法人
マネジャー
公認会計士
主に一般事業会社への監査業務に従事したのち、現所属部門にて監査部門への会計に係る情報提供等に従事している。2013年から2015年まで財務省関東財務局にて証券監査官として有価証券報告書レビューに従事していた。